

松建第131号の121
平成31年 3月 1日

(株) 明の星建想

代表取締役
宮本 渉 様

三重県知事 鈴木 英敬



特定 建設業の許可について (通知)

平成31年1月21日付で申請のあった特定建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知します。なお、解体工事業の許可について、営業所の専任技術者は平成33年3月31日までの経過措置（法附則第4号該当）で認められた者ですので、この日以降も解体工事業の許可を継続しようとする場合は、この日までに解体工事業の技術者要件を満たす者への変更を行ったうえで変更届を提出してください。変更がなされない場合は、下記の許可の有効期間の満了の日にかかわらず、この日をもって解体工事業は廃業となりますのでご注意ください。

なお、下記の建設業の種類に該当するものに係る一般建設業の許可は、建設業法第3条第6項の規定により、この許可をもってその効力を失ったので、念のため申し添える。

記

許 可 番 号 三重県知事 許 可 (特 - 30) 第 13763 号
許 可 の 有 効 期 間 平成31年 3月 1日から 平成36年 2月 29日まで
建 設 業 の 種 類

土木工事業
大工工事業
とび・土工事業
屋根工事業
鋼構造物工事業
舗装工事業
板金工事業
塗装工事業
内装仕上工事業
造園工事業
水道施設工事業

建築工事業
左官工事業
石工事業
タイル・れんが・ブロック工事業
鉄筋工事業
しゅんせつ工事業
ガラス工事業
防水工事業
熱絶縁工事業
建具工事業
解体工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成36年 1月 30日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日)